

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

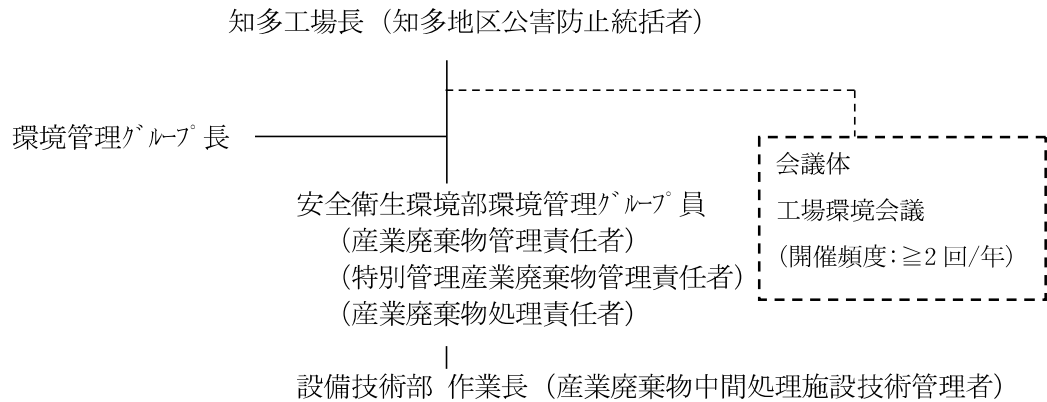
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和2年 7月 16日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地	
氏 名 愛知製鋼株式会社	
代表取締役社長 藤岡 高広	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-604-1111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	愛知製鋼株式会社 知多工場
事業場の所在地	愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	鉄鋼業
② 事業の規模	令和元年度製造品出荷額：16,509,555万円
③ 従業員数	1,549名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<特別管理産業廃棄物の種類と処理工程> 特定有害ばいじん・・・中間処理業者に委託し、鉄原料等へ再利用 腐食性廃酸・・・中間処理業者に委託し、セメント原料等へ再利用化 特定有害廃酸・・・中間処理業者に委託し、セメント原料等へ再利用化 腐食性アルカリ・・・中間処理業者に委託し、セメント原料等へ再利用化 引火性廃油・・・中間処理業者に委託し、セメント原料等へ再利用化 PCB汚染物・・・中間処理業者に委託し、廃油は焼却、鉄原料等は再利用 感染性廃棄物・・・中間処理業者に委託し、焼却処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 元年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・電気炉ダスト類のインジェクション化による再溶融等を実施。		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状と同じ。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合廃棄物は無く、個別管理を実施。
③ 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状と同じ。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 元年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし。		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 元年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 元年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 元年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り再生利用業者への処理委託により、最終処分埋立の低減を図ってきた。		

② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状と同じ。 ・ 委託処理業者への定期的な現地確認実施。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和 元年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）	22, 279 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 電子マニフェストシステム導入済みにつき、運用を継続していく。		
※事務処理欄			

単位:トン

[illegible]